



森田恵三社会保険労務士事務所 労働保険事務組合 関西社労懇

便り No.44

〒610-1101 京都市西京区大枝北沓掛町2丁目12-3 サンシティ桂坂参番館 415

TEL 075-203-6224 FAX 075-203-1573 E-MAIL sugi-sr@maia.conet.ne.jp

春が近づいてきましたね。入退職の時期でもあります。今回は、新規雇い入れに伴い活用できる、新設助成金のご案内をいたします。

◆『三年以内既卒者等採用定着奨励金』とは

学校卒業後3年以内の既卒者や、中退者又は高校中退者が、新規学卒求人の募集に応募できる機会を設け、採用後一定期間定着させた企業に対し、支給される奨励金です。

◆奨励金の対象者

以下の学校等を卒業又は中退した者で、これまで通常の労働者として同一の事業主に引き続き12カ月以上雇用されたことがない者

- ①学校、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業生又は中退者
- ②公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学の職業訓練終了者又は中退者

◆奨励金支給額

企業区分	対象者	一人目			二人目		
		1年定着後	2年定着後	3年定着後	1年定着後	2年定着後	3年定着後
中小企業	既卒者等コース	50万円	10万円	10万円	15万円	10万円	10万円
	高校中退者コース	60万円	10万円	10万円	25万円	10万円	10万円
大企業	既卒者等コース	35万円	—	—	—	—	—
	高校中退者コース	40万円	—	—	—	—	—

求人募集には事前にハローワークへの届出が必要です。詳しくは当事務所までお問い合わせ下さい

トピックス① キャリアアップ助成金の支給額がアップしました

1. 有期契約労働者などを正規雇用労働者に転換した場合（【】内は大企業）
 - ①有期契約→正規雇用 60万円【45万円】
 - ②有期契約→無期契約 30万円【22.5万円】
2. 多様な正社員として短時間正社員、職務限定正社員、勤務地限定正社員に転換または直接雇用した場合
 - ①有期契約→多様な正社員 40万円【30万円】
 - ②多様な正社員→正規雇用 20万円【15万円】

その他にも、教育訓練等の支給額も改定されました。詳しくは当事務所にお問い合わせください。

トピックス② 健康保険料が改定されました

協会けんぽの健康保険料率が3月分(4月末納付分)から10.02%から10.00%に引き下げになります。(介護保険料は変更なし) **給与計算の際ご注意ください。**尚、保険料額表は協会けんぽHPからもダウンロードできます。

トピックス③ 健康保険の等級上限が変わります

これまで、健康保険・介護保険の報酬等級は1等級(63,000円未満)から47等級(1,175,000円以上)の47段階でしたが、4月分から新たに次の区分ができます。4月給与計算時ご注意ください。

- 48等級 123.5万円以上～129.5万円未満
- 49等級 129.5万円以上～135.5万円未満
- 50等級 135.5万円以上

～当事務所よりひと言～

裏面の新聞記事は、前回号でコメントしました愛知県社労士の首切りブログに対する当会会長のコメントです。当事務所におきましても社労士の使命を認識しこれからも皆様のお役に立てるよう精進してまいります

(文 特定社会保険労務士 杉原 純子)

